

# 公共建築の品質確保に向けた官庁営繕部の取組みについて

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 やまもと かずき  
山本 和樹

## 1. はじめに

平成 26 年 6 月の品確法の改正において、発注者の責務が明確化された。国土交通省官庁営繕部では、従前から品確法や同法律に基づく基本方針等に則り取組みを進めてきたが、この改正品確法等の趣旨を踏まえ、適正な予定価格の設定のための「『営繕積算方式』活用マニュアル」や「営繕工事積算チェックマニュアル」の作成、適切な工期設定のための「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」や「同事例解説」の取りまとめなどを行った。また、発注者間の連携体制の構築として「公共建築相談窓口」を設置し、公共発注機関等からの相談に対応している。

さらに、国土交通省は、改正品確法等を踏まえ平成 28 年 6 月 20 日に、社会資本整備審議会に対して「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の諮問を行い、平成 29 年 1 月 20 日にはその答申があった。答申では、これまで十分に整理されていなかった「公共建築工事の発注者の役割」を明確にするとともに「その役割を果たすための方策」が全ての公共建築工事の発注者（国および地方公共団体）へ向けて提言された。

本稿では、答申の概要および答申を踏まえ官庁営繕部で実施している各種取組みについて紹介する。

## 2. 答申概要

### (1) 公共建築工事における発注者の役割

#### ① 公共建築工事の特徴と発注者に求められること

公共建築工事の特徴とその特徴を踏まえた発注者に求められることについて、以下の 5 点に整理されている。1) は民間建築工事、2) ～ 5) は公共土木工事と対比したものである。

- 1) 国および地方公共団体が主体的に行う事業であることから、発注者には、国民から見て過不足のない適切な品質の確保、さまざまな政策課題の建築工事への適用・反映が求められる。
- 2) 発注部局と事業部局<sup>\*1</sup>とが異なる場合が多いことから、発注者には、企画・予算措置を行う事業部局との連携が求められる。
- 3) 事業部局以外にも多様な関係者が存在し、個別性が強いことから、発注者には、さまざまな関係者から多種多様な諸条件を把握し、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件のとりまとめが求められる。
- 4) 設計業務、工事監理業務に、建築基準法、建築士法が適用されることから、発注者には、最も適切な設計者等の選定、告示に基づ

く予定価格の設定が求められる。

- 5) 建築市場全体の中で、公共の占める割合が極めて小さいことから、発注者には、民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格への反映が求められる。

② 公共建築工事の発注者の役割

上記の公共建築工事の特徴と発注者に求められることを踏まえ、公共建築工事の発注者の役割について、その基本となる事項が以下の2点に整理されている(図-1)。

1) 企画立案等に関する事業部局との連携

- ・公共建築工事は企画・予算措置の段階で工事の大枠の条件が決定する機会が多いことから、発注者は、工事の品質、工期、コストが適切なものとなるよう企画・予算措置を行う事業部局に対して技術的な助言を行うなど、この段階から事業部局と十分に連携を図る必要があること。

2) 公共建築工事の発注と実施

- ・発注者は、事業部局から公共建築工事の委任を受けた後は、建築物や公共建築工事に求められる諸条件を把握・整理し、設計者、施工者等に示す発注条件として、適切に取りまとめる必要があること。
- ・発注者は、発注条件に基づき設計業務、工事等を発注し、適切に実施する必要があること。
- ・発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する国民に対する説明責任を果たす必要があること。

(2) 発注者がその役割を適切に果たすための方策

公共建築工事の発注者は、それぞれの置かれた状況が多様であり、業務内容も変化していることを踏まえ、公共建築工事の発注者が適切に役割を果たすための方策について提言されている。主な内容は次のとおり。

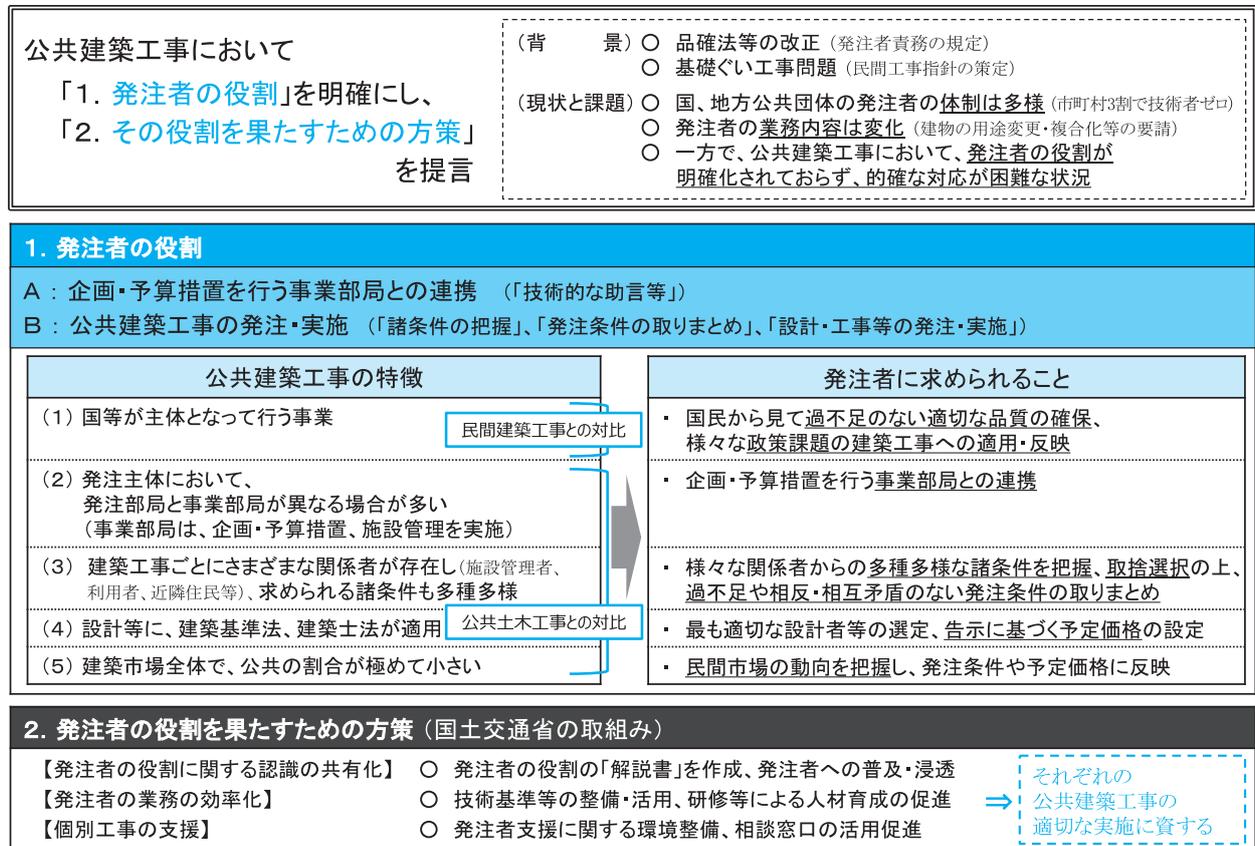


図-1 「官公庁施設整備\*における発注者のあり方について」答申概要

\*答申本文では、「公共建築工事」としている

① 多様な発注者の状況

- ・公共建築工事は、国の各省各庁、都道府県、市町村のさまざまな主体によって実施されており、それぞれの主体における公共建築工事の発注者の体制、職員の配置状況や業務経験等は、多様な状況にある。
- ・発注者の業務内容については、新たな政策の反映、ストックの有効活用のための改修や用途変更工事の増加、他の発注者との合築整備、複合化や多様な事業手法の検討要請等、社会情勢の変化に応じてさまざまに変化しており、さらに先導的な役割を果たすことが期待されていることにも配慮する。

② 発注者がその役割を適切に果たすための方策  
上記の多様な発注者の状況を踏まえ、公共建築工事の発注者がその役割を適切に果たすための方策として、以下の4点が示されている。

1) 発注者の役割の理解の推進

- ・発注者は、本答申で示した発注者の役割について自覚するとともに、その役割について、それぞれの事業部局においても十分理解されるようにすること。

2) 技術基準等の整備・活用と人材育成の推進

- ・発注者は、公共建築工事に関する発注者の業務内容の変化への対応等を考慮した適切な業務遂行が効率的になされるように、技術基準等の整備・活用を推進すること。また、業務遂行能力を高めるために、研修等による人材育成を推進すること。

3) 個別の公共建築工事の適切な発注と実施等のための外部機関の活用等の推進

- ・発注者は、必要に応じて、事業部局との連携、公共建築工事の発注と実施（発注条件のとりまとめ、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話も含む。）に関する発注者支援を受けるため、外部機関（民間を含む。）や広域的な連携の仕組みを活用すること。なお、外部機関を活用する場合においても、その責任は発注者が負うことに留意すること。

4) 発注者間の協力や連携の推進等

- ・前記を効果的・効率的に進めるために、発注者は相互に協力や連携を推進すること。また、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する実態や課題を共有化するために、透明性・公平性の確保に留意しつつ、設計者、施工者等の団体等との意見交換を継続的に行うこと。

(3) 国土交通省が当面実施すべき施策

国土交通省が当面実施すべき施策について示されている。主な内容は以下のとおり。

- ・発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- ・技術基準等の概要やFAQを作成し発注者へ情報提供を行うなど、技術基準等の整備・活用の促進
- ・研修情報の共有等による人材育成の促進
- ・公共建築相談窓口の活用促進
- ・発注者支援に関する環境整備
- ・発注者間の協力・連携の促進

(4) 継続的な見直し等

継続的な見直し等が必要なこととして、以下のとおり示されている。

- ・公共建築工事に関する発注者の業務内容等は、時代とともに変化していくため、発注者がその役割を適切に果たすための方策については、状況に応じて見直しを図っていく必要がある。
- ・それぞれの発注者には、その役割を適切に果たすための方策として示した取組みとそれらの取組みの状況に応じた見直しを継続的に行うことが求められる。

また、国土交通省には、「自らが適切に発注者の役割を果たしていくとともに必要な取組みを率先的に実施していくこと」、「設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話を適切に進めることが求められる」とされている。

### 3. 答申を踏まえた官庁営繕部の各種取組み

#### (1) 「発注者の役割」解説書等の作成・公表

答申において、国土交通省が当面実施すべき施策として「本答申で示した発注者の役割に関する解説書を作成する」とされたことを踏まえ、官庁営繕部において、平成29年6月、「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第一版）を取りまとめた。

本解説書は、公共建築工事の発注者の役割に関する理解の促進に資するため、答申に示された公共建築工事の発注者の役割に関する解説や、国土交通省の官庁営繕事業における運用事例等を示している。答申本文の発注者の役割が記載されてい

る部分を NO.1～19 に区分し、地方公共団体からの意見等を踏まえた44事項について解説している（図－2）。

なお、公共建築工事の発注者が置かれた状況は多様であることから、解説書については、多様な発注者のニーズを踏まえて、全国営繕主管課長会議<sup>\*2</sup>における検討成果（後述）や時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的に見直しを図ることとしている。

さらに、平成29年7月には地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた懇談会<sup>\*3</sup>での議論を踏まえ、答申を補足するものとして国土交通省土地・建設産業局建設業課にて「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き<sup>\*4</sup>」が作成されている。

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第一版）[平成29年6月] 解説事項 （答申本文をNO.1～19に分けて、「・」の44事項を解説）						
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公共建築工事」の範囲等</li> <li>公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比</li> <li>「発注者の役割」という用語</li> </ul>	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業部局に対する技術的な助言</li> <li>事業の合理性や経済性の確保</li> <li>事業の実施の優先順位や緊急性の評価</li> </ul>	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計意図伝達業務の適切な発注</li> <li>設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注</li> <li>工事監理業務の適切な発注</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保</li> <li>国等の政策</li> <li>地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申</li> </ul>	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在的な諸条件の把握</li> </ul>	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話</li> <li>発注条件の変更に当たっての事業部局との協議</li> <li>契約変更の適切な実施</li> </ul>	
		10	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な事前調査</li> </ul>			
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業部局と発注部局それぞれの責任</li> <li>発注の部局の責任者</li> <li>品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整</li> </ul>	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修工事において必要な事前調査</li> <li>アスベストの有無の調査</li> </ul>	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加の調査・試験等</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>改修工事の場合において、工事の段階で行うことが合理的な調査</li> </ul>			
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士が適切に業務を実施できるための配慮</li> <li>品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定</li> </ul>	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計者としての善良な管理者としての注意義務</li> <li>必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件</li> <li>把握した諸条件の調整と発注条件の取りまとめ</li> </ul>	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修工事等の関係法令等に基づく適切な実施</li> <li>工事の段階における既存建築物の状況確認</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築市場は民間建築工事が大多数</li> <li>民間市場の動向の発注条件への適切な反映</li> <li>民間市場の動向の予定価格への適切な反映</li> </ul>	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>最も適した設計者の選定</li> <li>最も適した施工者の選定</li> <li>成績評定の発注者間での相互利用</li> <li>業務内容に応じた適正な予定価格の設定</li> <li>適切な積算数量の算出</li> <li>工事内容に応じた適正な予定価格の設定</li> </ul>	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の使い方等の適切な伝達</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者支援</li> </ul>			19		<ul style="list-style-type: none"> <li>発注と実施に関する説明責任</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令等に規定された発注者の責務等</li> </ul>					

図－2 「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第一版）解説事項

(2) 「入札時積算数量書活用方式」等の普及・促進

官庁営繕部では、全ての競争入札工事を対象に、「入札時積算数量書活用方式」を平成 28 年度から試行し、平成 29 年度に本格導入している。この方式は、入札参加者に発注者が示す「入札時積算数量書」の活用を促し、契約後にその積算数量に疑義が生じた場合に受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とするものである。

また、建設企業を対象とした財務実態調査の結果等を踏まえ、一般管理費等率および下請企業の経費率を見直し、公共建築工事の積算基準の改定を行っている。

これらについては、各種会議や相談窓口等を通じて地方公共団体へ普及・促進を行っている。

(3) 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議等の開催や全国営繕主管課長会議への付託等

全国営繕主管課長会議や中央官庁営繕担当課長連絡調整会議<sup>※5</sup>の開催のほか、設計者・施工者等団体との意見交換を定期的に開催し、情報共有を図るなど連携している。

なお、今後、全国営繕主管課長会議への付託事項等で以下の取組みを実施することとしている。

- ・公共建築工事の発注者が、適切に設計者選定や業務委託を行うための（入門書的な）マニュアルの作成
- ・社会情勢に応じた発注者の体制等や業務内容の変化に対応した事例集の取りまとめ
- ・発注者支援業務の活用事例等を掲載した「発注者支援業務事例集」の拡充や、発注者支援業務、事前調査業務の業務委託に活用できる様式集（仕様書等）の取りまとめ

4. おわりに

品質法の目的に示されているとおり、公共工事の品質確保は、豊かな国民生活の実現等にも寄与するものである。良質な公共建築を整備し、これを長期に維持していくためにも、発注者がしっかりとその役割を果たすことが必要である。官庁営繕部では、公共建築工事において、発注者が役割を適切に果たせるよう、引き続き取組みを進めていく。

なお、「発注者ポータルサイト<sup>※6</sup>」に、答申やその審議経過等、解説書や参考資料のリンク一覧等を掲載しているの、活用いただきたい。また、引き続き、「公共建築相談窓口<sup>※7</sup>」では営繕部の職員が丁寧に対応するので、お気軽に相談いただきたい。

- ※1 答申では、発注者の発注業務を担当する部局を発注部局、建築物を所管し工事の企画・予算措置を行う部局を事業部局としている
- ※2 全国の都道府県、政令市、国土交通省で構成し、建築技術等の共通する重要な諸問題について協議等を実施
- ※3 学識経験者や地方公共団体、国土交通省で構成し、地方公共団体が実施する建築事業について、その円滑な実施を図るために解決すべき課題の検証やその対応策を検討
- ※4 「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」国土交通省 HP  
<http://www.mlit.go.jp/common/001195737.pdf>
- ※5 各省各庁で構成し、営繕業務に関する連絡調整を実施
- ※6 「発注者ポータルサイト」国土交通省 HP  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)
- ※7 「公共建築相談窓口」国土交通省 HP  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html)